

事 務 連 絡  
平成 18 年 1 月 16 日

各指定居宅サービス事業者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課  
基 盤 整 備 グ ル ー プ

### 介護予防サービス事業者の指定手続等について

新たに、平成 18 年 4 月から施行される介護予防サービス事業を行う場合、介護予防サービス事業者としての県知事の指定が必要になることは既に周知しているところです。

介護予防サービス事業者の指定基準については、現在、厚生労働省において検討されており、1 月末には公表される予定であると聞いております。

県としては、介護予防サービス事業者の 3 月の指定に向けて鋭意準備を進めており、**既に指定居宅サービス事業所の指定を受けている事業者を対象とした**指定手続についての説明会を、**2 月上旬**に開催する予定としておりますので、介護予防サービス事業を行う予定のある事業者においては、必ず出席してください。(日程等については、改めてお知らせします。)

なお、新たに、介護予防サービス事業(別紙参照)を行う場合、定款、寄付行為等に、法人の目的として、当該事業の実施について明確にさせていただく必要がありますので、あらかじめ変更手続をとっていただくよう、よろしく願います。(ただし、社会福祉法人、医療法人については、追ってお知らせします。)

<問合せ先>

担当：中川、香川

電話：087-832-3268

087-832-3266

(別紙)

介護サービスの種類(制度改正後)

	介護給付を行うサービス	介護予防給付を行うサービス
県が指定・監督を行うサービス	<p>居宅サービス</p> <p>【訪問サービス】 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導</p> <p>【通所サービス】 通所介護 通所リハビリテーション</p> <p>【短期入所サービス】 短期入所生活介護 短期入所療養介護</p> <p>特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与 特定福祉用具販売</p> <p>居宅介護支援</p> <p>施設サービス 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設</p>	<p>介護予防サービス</p> <p>【訪問サービス】 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導</p> <p>【通所サービス】 介護予防通所介護 介護予防通所リハビリテーション</p> <p>【短期入所サービス】 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護</p> <p>介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売</p>
市町が指定・監督を行うサービス	<p>地域密着型サービス 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設 入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護</p>	<p>地域密着型介護予防サービス 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護</p>